

時事新報

第千二百廿七號

明治十九年三月十九日 (金曜日)
西曆三月十九日 (庚寅年)
發行所 東京市本町三丁目
電話 二四八八
代價 毎部五錢
廣告費 別表

時事新報

日本國の鐵道事業 六

中山道は日本國中名打の難場あり大北鐵道の一線亦
 備前にて工事便ならず是れ兩鐵道敷設の運々たる
 所以に合計三千四百餘萬の大金を遊心せ置くる事
 情已を得ざるに出づるとせむ此大金を兩道に使用す
 ると廣て東海道山陽道より更に九州に新線を開き若
 し資金に不足あらば右外に更に幾千萬の資金を募
 りて若しからず兎に角に日本國の鐵道事業が備前なる
 大北鐵道と險峻なる中山道をのみ限りて第一若歩の地
 とせば所謂無からん何れの邊り只費用の廉くして
 工事採取の速なる其地方を擇みこれより大資金を投
 入するも其の最も得たるものにて鐵道進進は點より見
 るも亦極て便宜なる可し中山道の鐵道公債は中山道と
 銘が切りあるゆゑに其工事は如何も採取すとも又其
 資金は取金となりて空しく利息のみ加はるるも此一線
 外に流用は相成らず又日本鐵道會社の積金とて元々
 東京青森間に鐵道と布設するたは政府が八分の利子
 とも保證しるることを若しこれと他の線路に流用する
 やうの變ありてと株主の信用も如何しく又政府は於て
 も斯る政略の變更は果して斷行するべしや如何して暗
 に擧げんと爲す人もあるべきならんが是れ物の變通と知
 らざるの論也 荷も我政府が七分若くは八分の利子
 を保證する以上は民間の持券所有者は決して資金使
 用法の如何も異存なかる可し畢竟人民は政府の利子補
 給と信用して資金を出し、政府之更其資金を以て利
 益あるの地に早く鐵道を布設することを官の爲めに私
 爲め極て大切とする所なきは大北及び中山の兩道に
 工事採取すとして無駄に三千四百萬と徒費し置くの
 要用と爲る可らば此兩道は外に工事も速く費用も廉に
 して商賣上と政略上も兩つながら與に肝要なる東海
 山陽又は九州の鐵道にその資本を放去して大北中山の
 兩鐵道資本の如きは其時に才を爲すとも決して運送
 にはあらずるあり

港に通ずる如き、途十幾多れ大川あり大山あり或は
 人迹の絶たる幾多の曠原と經過しつゝ大陸の東西氣脈
 相通する等、歐米の鐵道事業が今日又達するに至りま
 までには百の確水峠、千の木曾川も何の物かは、況て青
 森東京の線路とされれば地の偏僻は歸してその工事不
 採取の資と通れんとは寧ろ身法に沙汰ありと云はざる
 と得ず荷も國と文明の世界に立てんとせば其文明と進
 めて國に獨立を維持するの大膽勇氣業よりいれが覺
 悟をも極めざる可らざるなり鐵道の工事必せざる一會
 社自家の手とて成すを要せず西洋諸國は鐵道會社
 あり鐵道會社あり各専門の業を以て鐵道工事の一部分
 を引受け其便利甚だ少なからず殊に米國を以て其
 仕組も既と能く整頓して鐵道會社如きは自國の需
 應するのみならず諸外國諸殖民地へも出張して工事
 を受負ふ其規模取引の大なるを驚くに堪たる次第なり
 と云ふ故に鐵道會社が新に線路を開かんとする時には
 其路に當る川々の鐵道は鐵道會社に請負はせ、鐵道は
 鐵道會社に委託、其他軌條の製鐵會社より買入れ、客車
 荷車機關車は製鐵會社に購ひ電信線の架設停車場の普
 請に至るまで皆夫々の請負人たるが故に之に分配し
 て一部分づゝの專業と委託し鐵道會社は此等の諸
 會社を利用して監督して入費の支拂を元締しつゝある間
 鐵道會社の布設は日に幾十里と採取りて見る間小
 開業は速びとある、是れ西洋諸國鐵道事業の速なる
 由にして一口にこれと云へば西洋の鐵道事業はその
 事業内に分業の大行はれ居るが故に隨てその工事の
 進歩迅速なる者と評すべきあり若し然らずとせんう例
 へば米國の如きその人口日本より僅か五分増位にし
 て互に比努力は大差はなれ日本平均一年間二十英里
 里、米國は二十四英里以上などといふ工事の割合に大
 懸隔と見るべき道理はなき等なり尤も日本にて今日ま
 で鐵道工業は進歩さざりまは他に様々の事情もあり
 一概には論じ得ざる場合あらんがれども其大体は我
 國を以て之と見るに我國の鐵道事業は右分業の大原則
 を使用し足らざるも起因する所なきかと敢てこれが疑
 と被さざるを得ざるなり (未完)

各官同等内ノ順序ハ任官ノ前後ニ依ルル○第七條 勅任
 官又ハ委任官ノ官等内ニ於テ特ニ官等ヲ限ルコトヲ要
 スルモノハ各別ニ之ヲ定ム○第八條 内閣及各省中ノ
 局長ハ委任官一等又ハ二等トシ局長ハ現任局長ノ次
 等以下トス○第九條 同一ノ官名ニシテ等差アルモノ
 ハ每等人員ヲ定メ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クヘシ其每
 等ノ官員變更ヲ要スルトキモ亦同

第十條 勅任委任官ノ年俸ハ別表ニ依ルル○第十一條
 陸海軍武官ノ年俸ハ從前定ムル所ニ依ルル○第十二條
 議官交際官領事官事務官判事官地方官教育
 技師官ノ類其特ニ定ムル俸給ハ前條ノ外トス○第十三
 條 委任官ノ年俸ハ各應俸給定額内及其官等年俸ノ等
 級ニ依リ事務ノ繁簡ニ從ヒ各大臣便宜之ヲ増減スルコ
 トヲ得

陸及特別
 第十四條 官等ハ五年ヲ踰ルルコトヲ得スレハ陸海軍
 コトヲ得ス○第十五條 毎等人員ヲ定ムル官ハ五年
 ヲ踰ルルコトヲ得スレハ陸海軍コトヲ得ス○第十六條
 ○第十七條 局長ノ關員ハ依リ局長ノ次ニ以テ其關員補
 フコトヲ要スルコトハ第十四條ノ例ニ依ラス○第十八
 條 各大臣秘書官ノ進退ハ第十四條ノ例ニ依ラス○第
 十九條 勅任官ハ本令ノ外勅任官ニ依リ特ニ其年
 俸ヲ増減スルコトヲ得ス○第二十條 委任官一等
 以上ノ俸給ヲ受ケタル者其俸給額内ニ於テ内閣ノ上
 奏ニ依リ特旨ヲ以テ勅任官ニ等下級俸給ヲ給スルコト
 アルヘシ○第二十一條 委任官他ノ官廳ニシテ兼官ハ
 兼官ノ所ノ俸給三分ノ一以内ヲ増減スルコトヲ得 同
 官廳ニ於ケル兼官ハ俸給ノ多額ニ就キ之ヲ給ス○第
 二十二條 官ニ在リテ死亡シタル者ハ年俸三分ノ一ヲ其
 遺族ニ給ス其非職者ニ於テモ亦同○第二十三條 本
 令ニ依リ給スル細則ハ大藏大臣其省令ヲ以テ之ヲ定
 ム

勅任
 内閣總理大臣 一 等 二 等
 九千六百圓 五千圓 四千圓
 各省大臣 上 下 四千五百圓 三千五百圓
 奏任
 一 等 二 等 三 等 四 等 五 等 六 等
 上 三千圓 二千四百圓 千八百圓 千二百圓 九百圓 六百圓
 中 二千八百圓 二千二百圓 千六百圓 千四百圓 八百圓 五百圓
 下 二千圓 一千四百圓 千圓 七百圓 四百圓
 ○告示第十號
 今般愛知縣下名古屋ニ於テ株式取引所一箇所設立ナリ
 右告示ス
 明治十九年三月十八日 農商務大臣伯耆西郷從道
 ○東京府布達甲第三十號
 明治十六年當廳甲第七十一號布達圖書出版局書當廳整
 理ノ日數ヲ三日(休日ヲ除ク)ト改定ス
 右布達ス
 明治十九年三月十八日 東京府知事高橋五六
 ○辭令
 官報報告主任被仰付(三月十六日大藏省)
 統計主任被仰付(同) 全 盧 高朝
 報告書取調委員被仰付(同) 大藏省主計局長 成川 高朝
 (各通) 大藏省主計官 曾根 靜夫
 審工部省會計整理委員被仰付(同) 文部省主計官 曾根 靜夫
 (各通) 東京大學教授 寺田 勇吉
 東京大學工部局教授 平賀 義美
 東京工部局工務課長 大内 健
 東京師範學校教諭 小山正太郎
 第二回中學校師範學校教員免許試驗委員ナシメ
 三月十七日(文部省)

帝國大學の位
 區元富士町元東
 大學は元工部大
 (以) 雜
 ○東京府教育院
 近來府下貧民の
 入るとを哀願
 費を以て賑濟
 同院に只遺て元
 するより同院は
 計をせしが
 金と殖し其利子
 下府廳に於て同
 付公債借入金高
 千四百七十六圓
 所の貧民は僅々
 一人に付き一箇
 のゆゑ其健康自
 るを得ず此際特
 此原資を増殖
 俠客小安が催は
 救助の始息法と
 費を節し(年始
 寄し其原資の増
 同院統計の概表
 明治六年二月
 ○窮民入院總數
 二八女千二百
 出院千八百六
 死亡二千二百
 八) 逃亡三百九十
 在院百三十三人
 女三十一人
 行旅病者入院
 五十九人
 出院百三十三
 死亡百三十三
 逃亡四百七十七人
 在院五十七人
 ○經費總計十六
 錢四厘及以物
 此内仕入金
 利餘利益八千
 内工部省
 分業業者ハ
 工部省ハ
 現在預り高
 内臨時費
 現在積立高
 ○仙臺通信 三
 ○十九年度の積
 したる警察費、
 裏申中の由ある
 内へ布達なす○
 改選期に際し仙
 等なるが競争殊
 地方の諸官も
 三分の二を以て
 所に繼め職務時